

2023年1月27日

お客さま各位

西日本シティ銀行

## 個人向けインターネットバンキング「NCBダイレクト」の自動解約について

平素より、西日本シティ銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当行では、個人向けインターネットバンキング「NCBダイレクト」を利用した不正送金被害を未然に防止するため、NCBダイレクトを2年以上ご利用いただいていないお客さまを対象に、「NCBダイレクトご利用規定」に基づき、2023年3月2日（木）から順次、NCBダイレクトを自動解約させていただきます。

お客さまの大切なご預金をお守りするための対策として何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 自動解約日

2023年3月2日（木）～3月15日（水）

#### 2. 自動解約の対象となるお客さま

2年以上ご利用されていない一部のお客さま

※2023年2月15日（水）までにご利用いただいた場合は自動解約の対象外となります。

#### 3. NCBダイレクトご利用規定（抜粋）

NCBダイレクトご利用規定の該当部分（黒塗り）で表示

##### 12. 解約

(1)本サービス契約は、契約者または当行の都合によりいつでも通知することにより解約することができます。ただし、契約者の都合により解約するときは、当行所定の方法により届出てください。

(2)契約者が次の各号のいずれかに該当したときは、当行はいつでも契約者に通知することなく本サービスの契約を解約できるものとします。

① 代表口座が解約されたとき。

② 相続の開始があったとき。

③ 支払停止、破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。

④ 契約者が本サービスに関する手数料等を支払わないとき。

⑤ 住所変更等の届出を怠るなど契約者の責めに帰すべき事由によって当行において契約者の所在が不明になったとき。

⑥ 契約者がこの規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じたとき。

⑦ 1年以上にわたり、本サービスの利用がないとき。

⑧ 基本手数料の徴求が3ヶ月間連続して不能となったとき。

(3)本サービス契約の解約は、当行の手続が完了したときに効力が生じるものとします。この手続完了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

以 上